○武蔵野市長期計画条例

平成23年12月13日条例第28号

**改正**

令和２年３月24日条例第２号

武蔵野市長期計画条例

（趣旨）

**第１条**　この条例は、武蔵野市（以下「市」という。）が武蔵野市自治基本条例（令和２年３月武蔵野市条例第２号）第23条第１項の規定により策定する武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（長期計画）

**第２条**　長期計画は、市政運営の基本理念、当該計画期間に実施すべき政策、財政の見通し等を定めるものとする。

２　長期計画は、10年を１期として定め、当該計画期間の前期５年を実行計画とし、後期５年を展望計画とする。

３　市が実施する政策は、すべて長期計画にその根拠がなければならない。ただし、速やかな対応が特に必要と認められるものは、この限りでない。

（実行計画の見直し）

**第３条**　市長は、市長選挙が行われたとき又は市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものとする。

（市民等の参加）

**第４条**　市長は、長期計画の策定又は前条の規定による策定（以下「長期計画等の策定」という。）を行うときは、市民、市議会議員及び市職員が参加する機会を確保しなければならない。

２　市長は、長期計画等の策定を行うときは、策定委員会を設置するものとする。

（議決）

**第５条**　市長は、長期計画の策定を行うときは、長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経なければならない。

（市長の責務）

**第６条**　市長は、長期計画に定められた政策の着実な実施及びその状況の管理を行わなければならない。

（他の計画との関係）

**第７条**　市長その他の執行機関が分野別又は事業別の計画を策定し、又は変更しようとするときは、長期計画との整合性を保つよう努めなければならない。

（委任）

**第８条**　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**付　則**

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例の規定は、この条例の施行の日以後の日を始期とする長期計画について適用する。

**付　則**（令和２年３月24日条例第２号抄）

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。（後略）